

『男女共同参画プランまるがめ』

## 施策体系別・各課別の

詳細事業

数値目標

平成18年 2月

# 目 次

## 施策体系別・各課別の詳細事業

意識を変える	1
参画する	8
自立する	19

## 施策体系別・各課別の数値目標

意識を変える	31
参画する	32
自立する	33

# 施策体系別・各課別の詳細事業

## ・意識を変える

### 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

#### (1) 広報・啓発活動の展開

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[1] -1-(1)- 職場・家庭・地域における 様々な慣習・慣行の見直し	職場・家庭・地域、また性別や年代などに合わせたきめ細かな広報・啓発活動を市内全域に展開し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直します。	企画課	人々の意識改革を促すため、職場・家庭・地域、性別、年代などに合ったきめ細かな啓発活動を市内全域で繰り返し行う。 企業などへの広報・啓発活動 数値目標(1) 研修会などの実施を働きかける 市役所内の性別役割分担意識による慣行の是正 庁内啓発紙の発行、職員の階層別・職種別研修など 地域コミュニティへの広報・啓発活動 男女共同参画セミナー、かがわ男女共同参画推進員、コミュニティだより等の活用 家庭での慣行を見直すジェンダー・チェックを実施 イベントなどでジェンダー意識調査の実施 男女共同参画プランの広報・啓発 地域における男女共同参画推進員の委嘱及び活動支援
		職員課	市役所内の性別役割分担意識による慣行の是正
		生活課	地域コミュニティへの広報、啓発 コミュニティ誌で男女共同参画の啓発を促すように指導・助言する
		人権課	男女共同参画の視点に立った研修も取り上げる。 コミュニティにおける人権研修の取り組みを奨励 各地区に年1回の人権研修の開催を依頼
[2] -1-(1)- 多様な媒体の活用	市民一人ひとりが男女平等及び人権尊重の意識を持つことができるように、あらゆる広報媒体を利用しながら、繰り返し広報・啓発活動を行います。	企画課	人々に男女共同参画の意識を浸透させるため、あらゆる広報媒体を利用し、繰り返し啓発活動を行う。 広報紙、CATV、ラジオなどによる広報・啓発 ホームページ男女共同参画コーナーの充実 ゆめネットワーク情報紙「ゆめ」の内容充実 対象別啓発リーフレットの作成、配布 年代別、教員用、企業向け、各種団体向けなど
		人権課	丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針に沿って、様々な人権課題の啓発を進める。男女共同参画の視点に立った啓発も取り上げる。 市広報(毎月)、丸同教だより(年3回)
[3] -1-(1)- 多様な団体との効果的な連携	市民全体に広がりを持った運動となるように、各種団体との連携を深め、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る、効果的な広報・啓発活動を行います。	企画課	男女共同参画社会の実現は、行政だけの働きかけだけでは不可能である。男女共同参画を共通認識として、効果的に施策を進めるために、様々な団体と連携する。 男女共同参画に取り組む各種団体との連携 数値目標(2) ゆめネットワーク、かがわ男女共同参画推進員、国際交流協会、商工会議所(商工会)、マスメディアなど 団体と関係する職員の男女共同参画意識の徹底と向上 開催するセミナーへ担当職員の参加を義務化 地域市民活動団体などとの情報交換会や交流会における啓発

		人権課	男女共同参画の視点に立った研修も取り上げる。 婦人会、老人会、PTA等との連携
		学校教育課	学校生活の各々の場において、男女平等についての意識を大切に、実践力の向上をめざす。地域コミュニティとの連携により、各種行事に参加し、啓発する。 地域コミュニティとの連携(各行事に参加し、啓発)
[4] -1-(1)- 市民と市との 双方向な意見 交換	施策の実施が行政からの一方的な押し付けにならないように、常に市民とのコミュニケーションを大切にします。	秘書広報課	男女共同参画の実現が行政の一方的な押し付けにならないように、常に市民とのコミュニケーションを取り、お互いに理解しながら施策を進める。また、市民からの有効な提言も事業に反映させるように工夫する。 インターネット、ひまわりボックスなどを活用した広聴制度の充実
[5] -1-(1)- 男女共同参画 週間などの活用	「男女共同参画週間(毎年6/23～6/29)」などに併せてイベントを開催し、重点的な広報・啓発活動を行います。	企画課	男女共同参画週間などを利用して、男女共同参画社会基本法の周知も含めた重点的な広報活動を行う。 丸亀にゆかりのある女性展の開催 男女共同参画ポスター、パネル展等の開催 男女共同参画の標語募集など 「丸亀市男女共同参画の日(仮称)」の制定
		図書館	利用者へ資料を提供することにより、1人でも多くの人が性別にこだわらず、自分らしく生きることを考え、自覚を促すように啓発する。 男女共同参画に関する特設展示月間の開催 男女共同参画に関する図書などの資料を、月を決めて特設展示場所に展示し、貸出をする

(2) 情報の収集・提供及び実態調査・研究

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[6] -1-(2)- 国・県の取り組みに関する情報の提供	国や県が行う男女共同参画に関する調査や取り組みなどについての情報を収集し、市民が利用できるような形で提供します。	企画課	市だけでなく、国や県の男女共同参画に関する取り組みについても、市民に情報提供する。 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査(男女共同参画影響調査)などの情報提供 男女共同参画に関する資料の収集・提供
		図書館	男女共同参画に関する資料の収集・提供
[7] -1-(2)- 女性の権利に 関係の深い条 約や法律・条 例についての 分かりやすい 周知	女性の権利に 関係の深い条 約や法律・条 例についての 分かりやすい 周知	企画課	我が国の男女共同参画行政は、女性の権利を守るための国際的な取り組みの影響を大きく受けている。そのため、女性の権利に 関係の深い国内の法律や条例だけでなく、国際条約についても広報する。また、権利保障を確かなものとするため、権利の侵害に関する相談窓口や救済機関などの情報を提供する。 国連や国・県・市の動向及び国際的な条約、女性の権利に関わる法律や条例などの情報収集及び提供 権利の侵害に関する相談窓口、救済機関などの情報提供
[8] -1-(2)- 相談窓口・救 済機関などの 情報提供のシ ステム整備	被害者を救済するため、人権の侵害に対して適切な助言を行うとともに、人権侵犯事件としての調査や関係機関への通報を行います。	人権課	毎月1回人権擁護委員による「特設相談日」の実施 相談体制の整備 法務局と連携して窓口対応を行うとともに各関係部署との連絡調整に努める 関係機関との連携強化 専門的な知識を有する相談については、関係部署及び関係機関を紹介する

<p>[9] -1-(2)- 男女共同参画に関する丸亀市の実態調査</p>	<p>男女共同参画に関する施策を効果的なものとするため、市民意識や地域性などを把握するとともに、施策の影響についても調査します。</p>	<p>企画課</p>	<p>男女共同参画施策を効果的なものとするためには、市民意識や地域性などを把握しておくことが大切である。また、市が行う事業が男女共同参画社会の形成にどのような影響を与えるかという調査も必要である。 男女共同参画に関する市民意識調査などの実施 数値目標(3)(4) 国が実施する「男女共同参画影響調査」を参考に丸亀市男女共同参画影響調査を実施 市民団体などが行う調査、研究への支援</p>
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

### (1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
<p>[10] -2-(1)- 学校教育・保育全体を通じた男女平等についての指導の充実</p>	<p>人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育・保育を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>具体的な生活場面の中で、不必要な男女分けをなくすことにつなげる。児童指導用の教材の作成、研究内容・指導の計画を作成する。 総合的な学習の中で、ジェンダーにとらわれない考え方を育てる参加型学習の実施 読書活動の中でのジェンダーにとらわれない図書の紹介 児童指導用教材の作成</p>
		<p>教委総務課</p>	<p>教育研究所において関係図書を揃えることにより、男女共同参画に関する運動の手助けを行う。 教育関係図書、ビデオ等の資料収集及び貸出 数値目標(5)</p>
		<p>児童課</p>	<p>慣習化された性差意識等の改善のため、日常保育の中で幼児が自然とジェンダーの存在に気づく感覚を身につけるよう指導する。 日常保育の中におけるジェンダーにとらわれない指導 ジェンダーの存在に気づく視点による絵本の選定</p>
<p>[11] -2-(1)- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育・保育についての調査研究の充実</p>	<p>教材や指導内容について男女平等の視点を持つとともに、固定的な性別役割分担を前提にした学校・保育所運営が行われないように配慮します。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>きめつけや不必要な男女分けをなくすることにつなげる。 男女平等の視点からの学校慣行の見直し 数値目標(6) 男女別の靴入れ、ロッカー、名簿、座席、色分けなどの見直し 年齢に応じた指導計画の作成</p>
		<p>児童課</p>	<p>細部に渡って各保育所でジェンダーの存在に気づく視点を中心とした見直し・点検を実施していく。 ジェンダーの存在に気づく視点での保育の点検、見直し</p>
<p>[12] -2-(1)- 性別の固定的な考え方にとらわれない進路・就職指導の推進</p>	<p>男女がともに生き方や能力・適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけることができるように指導します。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>男女が進路、就職について、自分で考え、選択できるように指導する。 男女が主体的に進路を選択でき、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野なども積極的に選択できるような進路指導の充実 ジェンダーにとらわれない視点を大切にした進学説明会の開催(小6、中3)</p>
<p>[13] -2-(1)- 男女共修学習の推進</p>	<p>男女が職業生活や社会参画において対等な構成員であることや、男女が協力して家庭を築くことの重要性などについての男女共修学習を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>男女各々の生活の自立や協力、さらに性差にとらわれない社会人の育成につなげる。 男女共修の技術・家庭科の充実 男女共同参画の視点に立った実践的な保健体育の指導</p>

[14] -2-(1)- 男女共同参画 モデル校事業 の充実	男女共同参画のモデル校を指定し、教材開発や研究事業を進めるとともに、その実績を広く周知し、全市的な取り組みを進めます。	学校教育課	研究活動推進計画により、全児童、生徒、PTA、保護者、教職員等に周知を行う。周知対象者の意識、知識、実践力を向上させる。 男女共同参画モデル校事業の充実 数値目標(7) 教材開発、研修、講演会の実施など
		児童課	モデル保育所を指定し、年間保育計画の中にジェンダーに関連する事業を取り入れ、実践していく。 男女共同参画モデル保育所の指定

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[15] -2-(2)- 男女共同参画 に関する学習 機会の充実	専門的なジェンダー研究から、身近な分野でのジェンダー問題に関することまで、ワークショップなどを取り入れた分かりやすい学習機会を提供します。	企画課	身近な分野でのジェンダー問題だけでなく、学問としての男性学・女性学やジェンダー研究を学習する機会を設ける。 ジェンダー研究に関する講演会や講座などの開設 身近なジェンダーに関する学習の場の提供 数値目標(8) コミュニティでの男女共同参画セミナーの開催
		生涯学習課	少年(少年期の男女)教育におけるジェンダーに関する学習の実施 わくわく自然体験など、野外での調理や活動の中で性別役割分業意識を払拭する実践を行う 老人学級、婦人学級など身近な学習機会の提供
		美術館	目標に掲げる感性は、男女の枠組みを超えるものであり、こうした取り組みは、美術においての従来の男の子らしさ、女の子らしさの概念をなくすことにつながる。 毎月第2・3土曜日に子どもの感性を育てるワークショップをジェンダーの存在に気づく視点を取り入れて開催 男女差のない活動内容(色・用具・座席・名簿・片付け等)に配慮する
		図書館	利用者へ資料を提供することにより、1人でも多くの人が性別にこだわらず、自分らしく生きることを考え、自覚を促すように啓発する。 男女共同参画に関する図書等の収集充実、貸出をする
[16] -2-(2)- 男女共同参画 の視点に立っ た家庭教育の 推進	男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解しながら、ともに助け合うような人間形成を行うため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるように支援します。	生涯学習課	参加型の講座(構成的エンカウンター)で自らの気づきを大切にして、ジェンダーを理解する。 PTAなどを対象とした男女共同参画の視点による家庭教育講座の開催 男女共修型の各種講座の実施(日時・場所・託児・手話・要約筆記など配慮)
		少年育成センター	少年相談の充実 電話相談、来所相談、子育て一日相談
[17] -2-(2)- 地域市民活動 団体などが取 り組む男女共 同参画に関す る学習活動へ の支援	地域市民活動団体などが柔軟な発想で自主的に取り組む男女共同参画に関する学習活動を積極的に支援します。	企画課	男女共同参画に関する学習機会の充実は、行政の取り組みだけでは不十分である。市民などが柔軟な発想で自主的に行う学習活動を支援することで、より広がりを持った取り組みとする。 地域市民活動団体などが取り組む自主的な学習活動支援 場所の提供、講師の紹介・派遣、資金の助成など 国や県などの各種支援制度の紹介

		生涯学習課	男女共同参画意識を広範囲にするための機会を増すことで自主的な学習を支援する。 生涯学習情報提供システムによる講師等の紹介
[18] -2-(2)- 男女共同参画を推進するリーダーの育成とその成果を生かす人材の活用	地域や職場で男女共同参画の推進に中心的な役割を果たすリーダーを育成するとともに、その成果を発揮できる活動の場を提供します。	企画課	男女共同参画意識を広く浸透させるためには、地域や職場など、それぞれの場でリーダー的な役割を果たす人材が必要である。このような人材を育成するとともに、フォローアップ体制を整備し、成果を生かせる場を提供する。 地域や職場で男女共同参画を推進するリーダーを養成するための講座や研修会の開催 数値目標(9) 講座や研修会で学んだ受講生が成果を生かせる機会の提供 講座修了者のフォローアップ体制の整備 人材データバンクへの登録や各種情報の提供、また、ネットワーク化の検討など
		人権課	人権指導者養成講座の開催 あらゆる人権問題について、各地域の団体・企業等の中核となる指導者を養成し、団体・企業等での相談者、指導者として活動できる指導者養成講座を開設 毎年50名、6回コース、団体・企業(丸同教会員など) 講座修了後のフォローアップ体制の整備 地域活動を推進するため、関係資料等の情報提供を行い、継続的な連携を図る
		生涯学習課	講座やワークショップを通し、自らの意識に気づき、地域のリーダーとしての男女共同参画意識を高める。 まちづくり亀城塾の開催 受講修了者のフォローアップ体制の整備 情報や活動機会などの提供

### (3) 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[19] -2-(3)- 女性の生涯にわたる学習機会の提供	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる力を身につけるため、多様化・高度化した学習需要に対応できる学習機会を提供します。	商工観光課	女性のキャリアアップのための講座開催の支援
		生涯学習課	生涯学習関係機関の情報収集や事業の周知を行う。 社会人入学制や公開講座などのリカレント教育の啓発 テレビやラジオなどを利用した放送大学の紹介 生涯学習に関する情報収集及び提供 女性のチャレンジを支援する教育、学習などの情報提供
[20] -2-(3)- 女性の能力開発の促進	女性が様々な分野で活躍できるように、これまで女性が経験する機会の少なかった分野における実践的な研修機会を提供します。	企画課	女性が様々な分野で活躍できるようにするため、男性ならば年数を追って機会が与えられてきたことを、女性も経験できるようにすることが必要である。このため、組織の運営や会議の企画、意見の取りまとめ、発表などの研修機会を提供する。 組織運営や企画、意見の取りまとめなど実践的な講座の開設 国や県などの実践講座の紹介
		生涯学習課	自発的な学習意欲に基づき、講座を通して身近な人権問題に気づき、理解し、意識を高める。 婦人学級における人権講座の開催 人権講座を必修講座とし、年1回程度実施

(4) 教育・保育関係者への意識啓発

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[21] -2-(4)- 教育・保育現場の職員を対象とした男女共同参画意識を高める研修などの充実	学校や保育所などにおける男女共同参画を推進するため、現場の職員が男女共同参画の理念を理解し、その意識を高める研修などを充実させます。	職員課	男女共同参画の視点による人権研修の実施 保育所・幼稚園勤務者を対象に毎年実施
		学校教育課	「らしさ」等の具体的な議論を通して、保育・学校現場の意識の向上を目指し、職員研修の中に計画的に位置づける。また、男性が家庭生活に、男女が地域活動に参画できるような研修を取り入れる。 教育現場における職員研修 数値目標(10) 国や県などが主催する研修への派遣 職員向け男女共同参画講演会の開催 職員意識調査の実施
		児童課	保育の中でのジェンダー・チェックの実施 職員自らの意識高揚を図るため、会議・議論の機会を増やす
[22] -2-(4)- 教育・保育行政に関わる委員・相談員・職員、また、社会教育に携わる者等に対し、様々な機会をとらえて男女共同参画についての意識啓発を進めます。		職員課	男女共同参画の視点による人権研修の実施
		学校教育課	教職員・相談員・職員対象の研修(校内研修を含む)や講演会に参加するとともに、アンケート調査等により、自らのジェンダー・チェックを行う。また、男性が家庭生活に、男女が地域活動に参画できるような研修を取り入れる。 教育関係者への研修、アンケート調査の実施 男女共同参画講演会への参加
		教委総務課	職員課や学校教育課と連携しながら教育に携わる関係者への研修を検討する。 教育関係者への研修 数値目標(11)
		児童課	保護者との共通認識を確立するため、意識調査や研修への積極的な参加を促す。 保育関係者への研修の充実

(5) 男性に向けた意識改革のための学習の提供

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[23] -2-(5)- 男性の生き方を考える講座の開催	男性がジェンダーにとらわれない視点で自らの生き方を考え、多様な生き方に気づくように、意識改革のための講座を開催します。	企画課	男女共同参画を推進するためには、男性がジェンダーにとらわれない視点で自らの生き方を考え、「自分らしさ」「人間らしさ」を求め、多様な生き方を認め合えるように、意識改革をすることが必要である。 男性のライフプラン講座などの開催

### 3. 男女の人権が尊重される社会の実現

#### (1) 男女の人権を理解し尊重する意識の確立

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[24] -3-(1)- 性別による差別がない社会づくりの啓発	男女共同参画社会の基本である男女の人権尊重意識を育てるため、あらゆる機会を通じて性別による差別がない社会づくりを啓発します。	企画課	男女の人権が尊重されることは男女共同参画社会の基本であり、常に人権尊重の意識を育てることが重要である。特に、人権週間などに併せた啓発活動を行う。 「人権週間(毎年 12/4～12/10)」や「国際女性デー(毎年 3月8日)」などに併せた積極的な啓発活動の実施
		人権課	男女共同参画を内容とした人権講演会の開催 男女共同参画室と連携し啓発パンフレットの作成、パネル展示の実施

#### (2) 地域メディアにおける女性の人権の尊重

番号・コード 事業名	事業内容	担当課名	各課が実施する詳細事業及び男女共同参画の視点
[25] -3-(2)- 男女共同参画の視点に留意した表現の推進	メディアが人々の意識形成に与える影響の大きさを考慮し、男女共同参画の視点に留意した表現方法を推進します。	企画課	市の広報紙をはじめとする印刷物や映像、その他のマスメディアが、人々の意識形成に与える影響は極めて大きい。このため、男女共同参画社会づくりにふさわしい表現となるように、常に表現方法などを点検する。 メディアに関する図書や資料、ジェンダー問題に意識的なビデオなどの収集、提供 市の刊行物におけるジェンダーにとらわれない表現の徹底
		秘書広報課	市政に関心を持ってもらうように、編集や記事の内容を工夫する。表現については、適切な表現のガイドブックやメディア関係の表現テキストなどを利用する。 男女共同参画に配慮した広報紙づくり
		人権課	広報・パンフレット等による啓発に際し、「男女共同参画」を意識した啓発活動の実施
[26] -3-(2)- メディア・リテラシー向上のための学習環境の整備	学校教育や社会教育におけるメディア・リテラシー(メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力)の向上を支援します。	企画課	メディアの情報を受動的に、そのまま信じるのではなく、主体的に読み解く能力の向上を支援する。 メディア・リテラシーを考える講演会の開催
		生涯学習課	メディアに対する基本概念を明確にすることで、男女共同参画の視点でのもの見方を広げる。 まちづくり亀城塾などで講演を実施
		学校教育課	学校におけるメディア・リテラシー教育の充実 男女共同参画モデル校を中心に実施